

空き家対策行政の動向について

令和7年2月12日

国土交通省 住宅局
住宅総合整備課 住環境整備室

- 1. 空き家の現状について**
2. 空家等対策特別措置法について
3. 空き家対策に関する予算・税制等

ひと口に「空き家」といっても、実態は多様

- 空き家には引き続き住宅として使用できるものから廃屋に近いものまで、また戸建てや共同住宅など多様なバリエーションがある。問題化する物件は住宅だけでなく、店舗や事務所、倉庫の場合も少なくない。



倒壊のおそれのある空き家



積雪により屋根が落下した空き家



密集市街地の空き家



雑草が繁茂した空き家



まだ使用できる空き家



共同住宅の空き家

空き家による周辺への悪影響は多岐にわたる

- 空き家による外部不経済は、防災、衛生、景観など多岐にわたり、一様でない。

想定される問題の例

○防災性の低下

倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下
火災発生のおそれ

○ごみの不法投棄

○衛生の悪化、悪臭の発生

蚊、蝇、ねずみ、野良猫の発生、集中

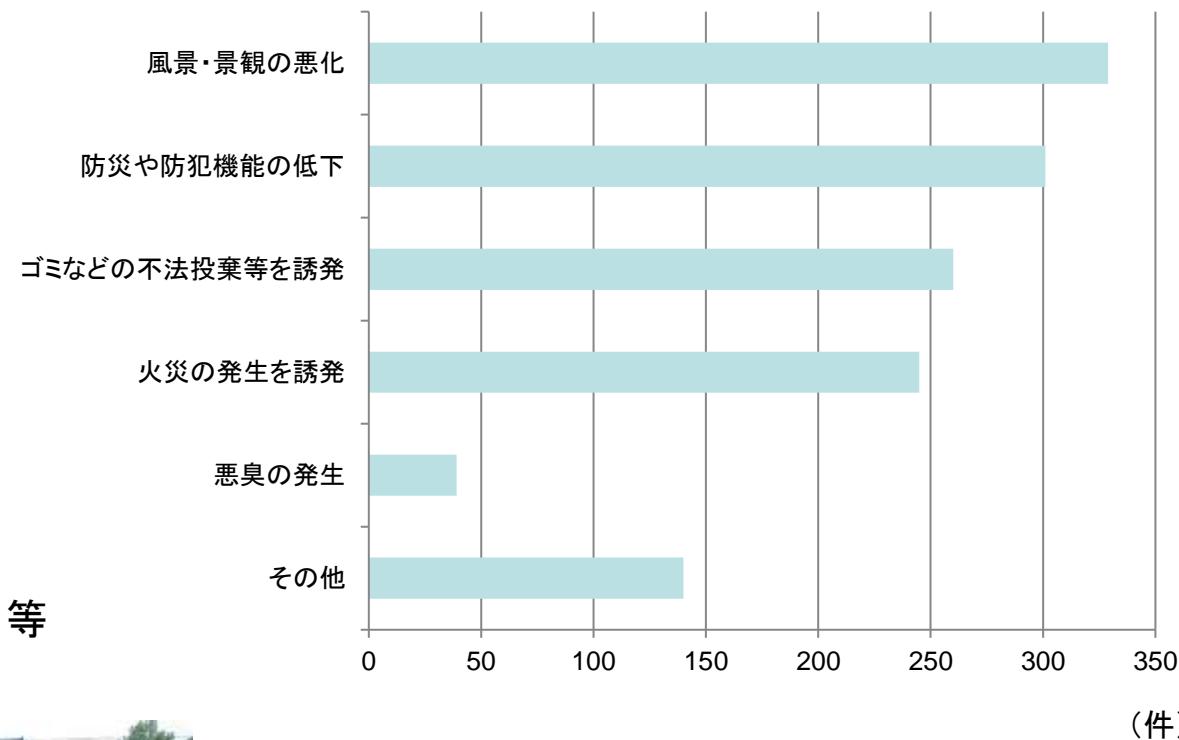
○風景、景観の悪化

○その他

樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散 等



管理水準の低下した空き家や空き店舗の周辺への影響



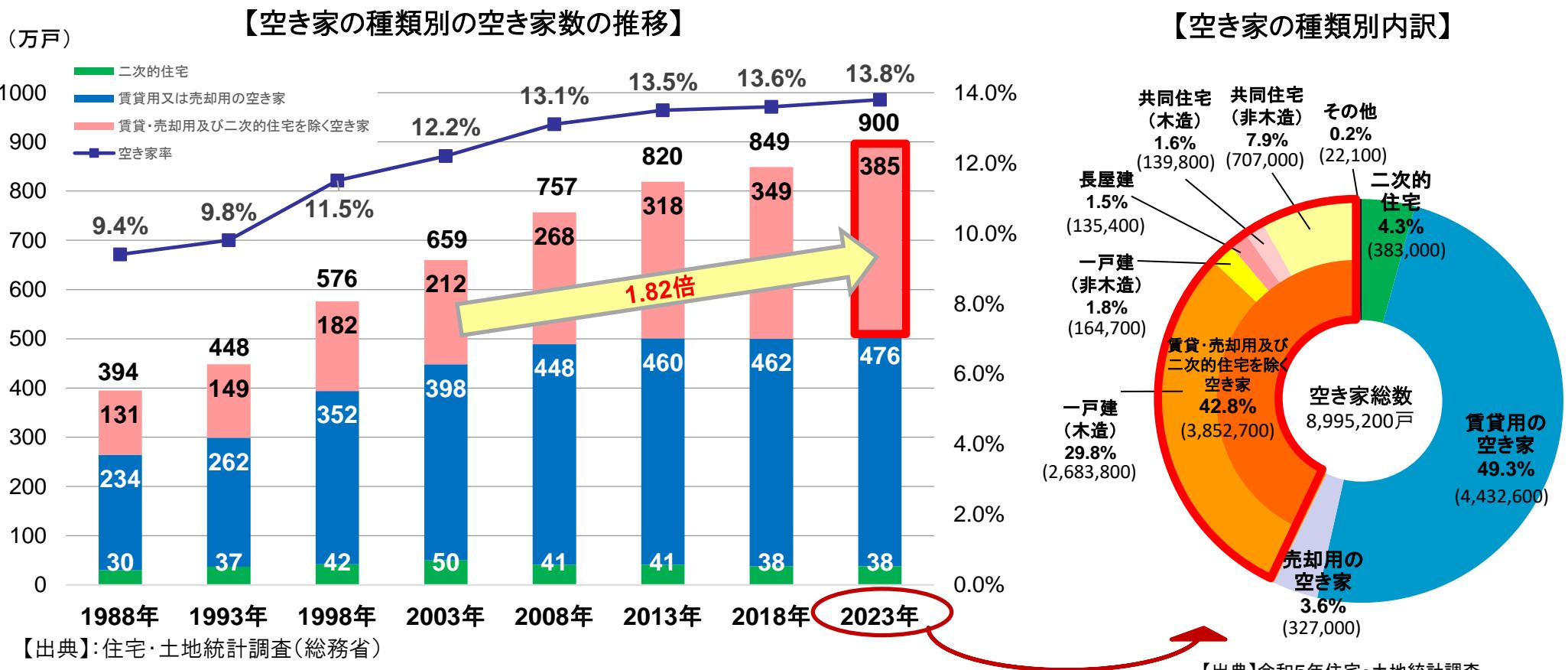
※国土交通省による全国1,804全市区町村を対象とする

アンケート(H21.1)結果。回答率は67%

※上記の件数は、複数回答によるもの

空き家の現状－空き家数の推移

- 住宅・土地統計調査によれば、空き家の総数は、この20年で約1.4倍(659万戸→900万戸)に増加。
- 空き家の種類別の内訳では、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家(使用目的のない空き家)」(385万戸)がこの20年で約1.8倍に増加。
- 「使用目的のない空き家」は、「一戸建(木造)」(268万戸)が最も多い。



【出典】:住宅・土地統計調査(総務省)

[空き家の種類]

二次的住宅:別荘及びその他(たまに寝泊まりする人がいる住宅)

賃貸用又は売却用の空き家:新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

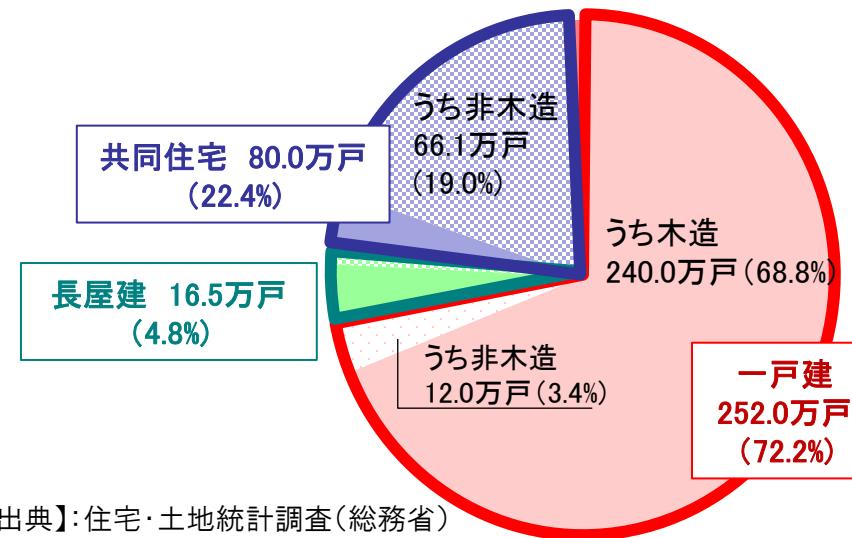
賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家:上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

【出典】令和5年住宅・土地統計調査
住宅数概数集計(速報集計)(総務省)

使用目的のない空き家の現状

- 「使用目的のない空き家」(2018年・349万戸)の内訳は、一戸建てが7割以上を占め「一戸建（木造）」(240万戸)が最も多くなっている。349万戸のうち、「腐朽・破損あり」のものも約101万戸あるが、簡単な手入れによって有効活用が可能なものも多い。
- 利用現況が、売却用・賃貸用及び二次的利用の住宅以外の空き家は、3/4超が昭和55年以前（新耐震基準以前）に建設されたもの。

【使用目的のない空き家の建て方・構造別戸数・割合】



【出典】:住宅・土地統計調査(総務省)

【空き家の建設時期】(空き家所有者に対する調査、利用現況が売却用、賃貸用及び別荘・セカンドハウスとなっているものを除いたもの、n=2,065)



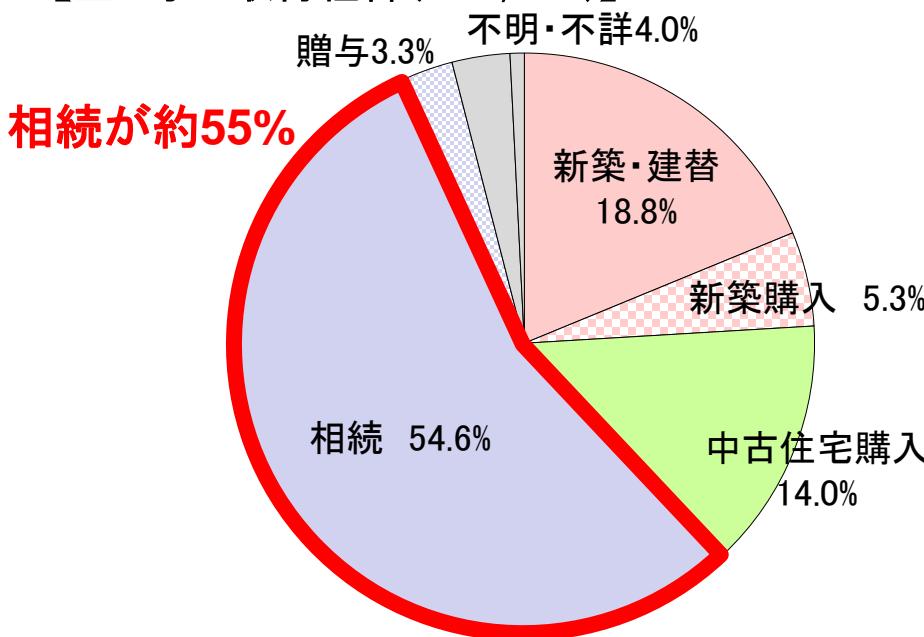
3/4超が昭和55年以前(新耐震基準以前)に建設

【出典】令和元年空き家所有者実態調査(国土交通省)

空き家の取得経緯・所有者の居住地との関係・所有者の年齢

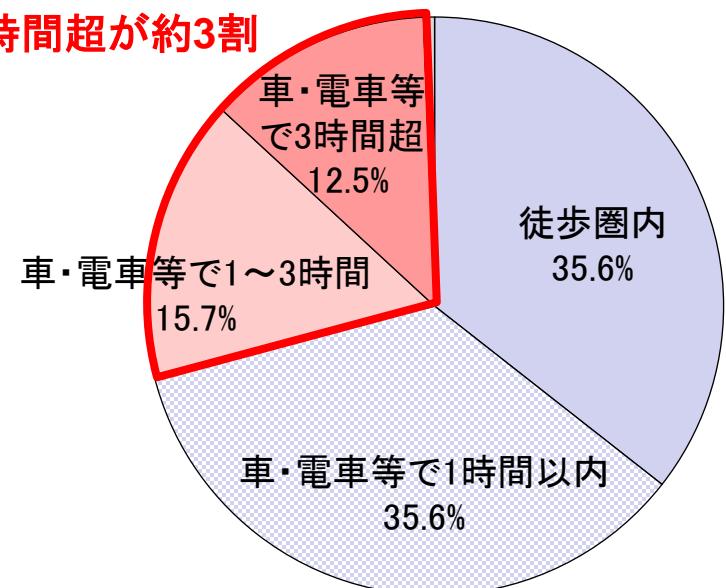
- 空き家の取得経緯は相続が55%。
- 所有者の約3割は遠隔地（車・電車等で1時間超）に居住。
- 所有世帯の家計を支える者の約6割超が65歳以上の高齢者

【空き家の取得経緯(N=3,912)】

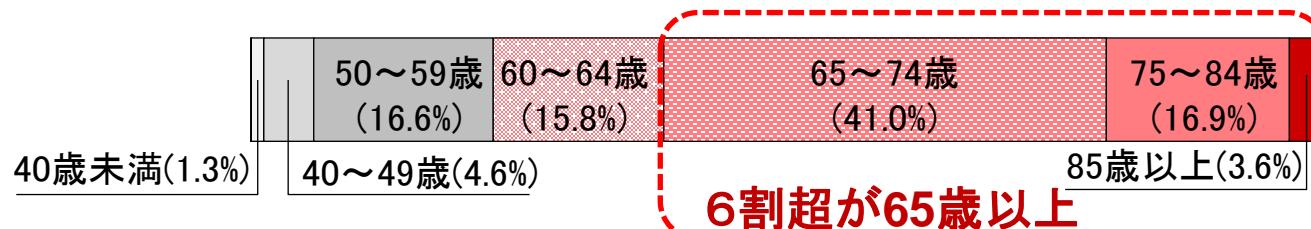


【空き家の所在地と所有者の居住地の関係(N=3,912)】

所要1時間超が約3割



【空き家所有世帯の家計を支える者の年齢(N=3,912)】

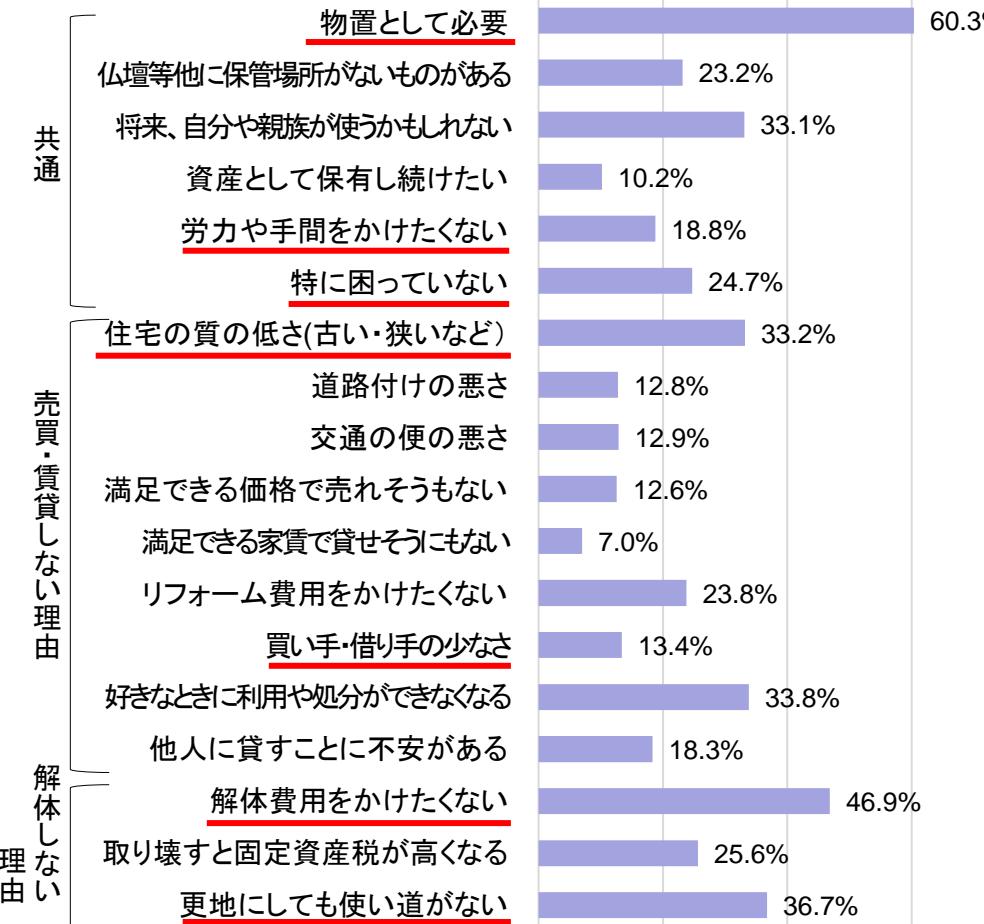


【出典】:令和元年空き家所有者実態調査(国土交通省)

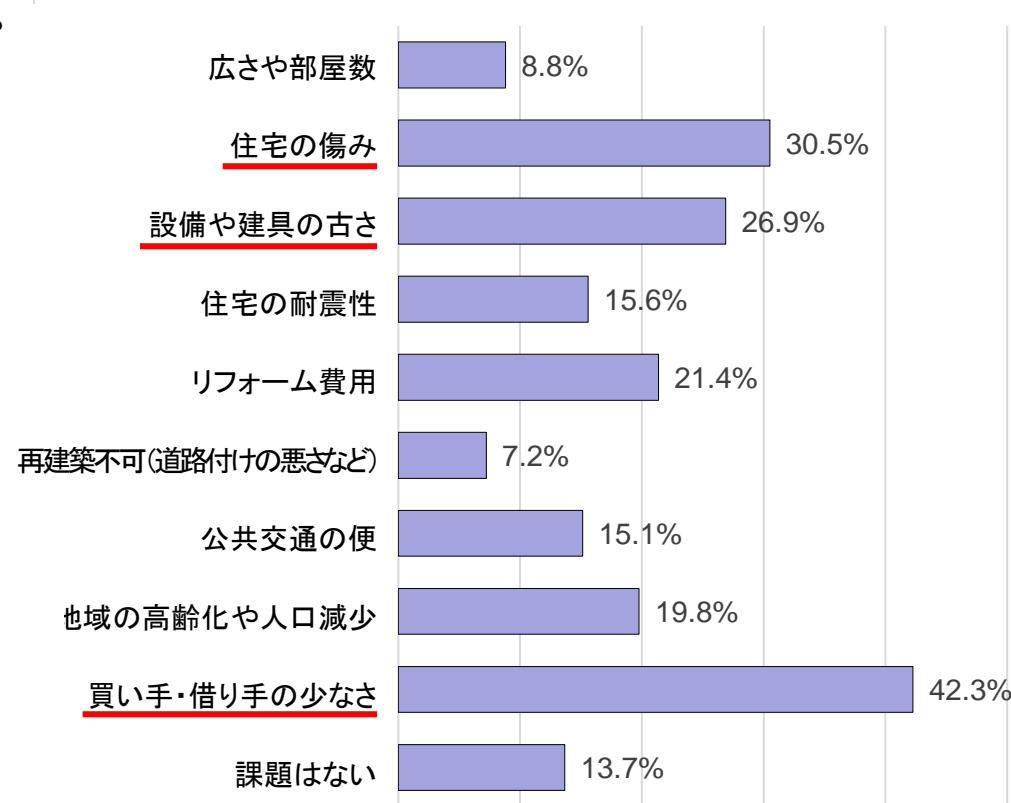
空き家にしておく理由・利活用上の課題

- 空き家にしておく理由として、「物置として必要」のほか、利活用を図ろうとしても「**更地にしても使い道がない**」、「**住宅の質の低さ**」や「**買い手・借り手の少なさ**」により空き家となっていることがあげられている。
- また、「**解体費用をかけたくない**」、「**労力や手間をかけたくない**」といった消極的な理由のほか、「**特に困っていない**」とする所有者も少なくない。
- 一方、実際に売却・賃貸を考えている所有者からは、**売却・賃貸する上での課題**として、「**買い手・借り手の少なさ**」、「**住宅の傷み**」や「**設備や建具の古さ**」があげられている。

【空き家にしておく理由 (N=1,097、複数回答)】



【空き家を売却・賃貸する上での課題 (N=885、複数回答)】

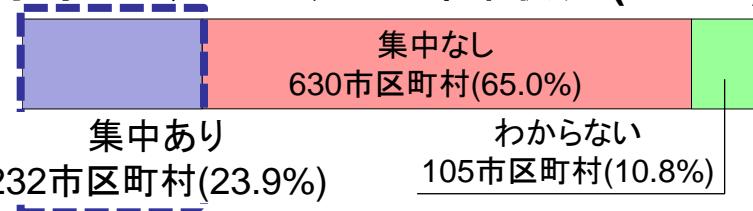


【出典】:令和元年空き家所有者実態調査(国土交通省)

空き家の集中状況と取組意向

- 一定の地域に空き家等が集中している、とする市区町村が約1／4。具体的には、中心市街地、密集住宅市街地、中山間地域、郊外住宅団地などに集中。
- 空き家等の利活用を促進したい地域があると回答した市区町村は1／3超。具体的には、中心市街地での意向が多いが、郊外住宅団地や観光の振興を図りたい地域などでも意向がある。
- 中心市街地、密集住宅市街地、郊外住宅団地は、実際に空き家が集中する地域と利活用意向のある地域のいずれにおいても上位回答となっている。

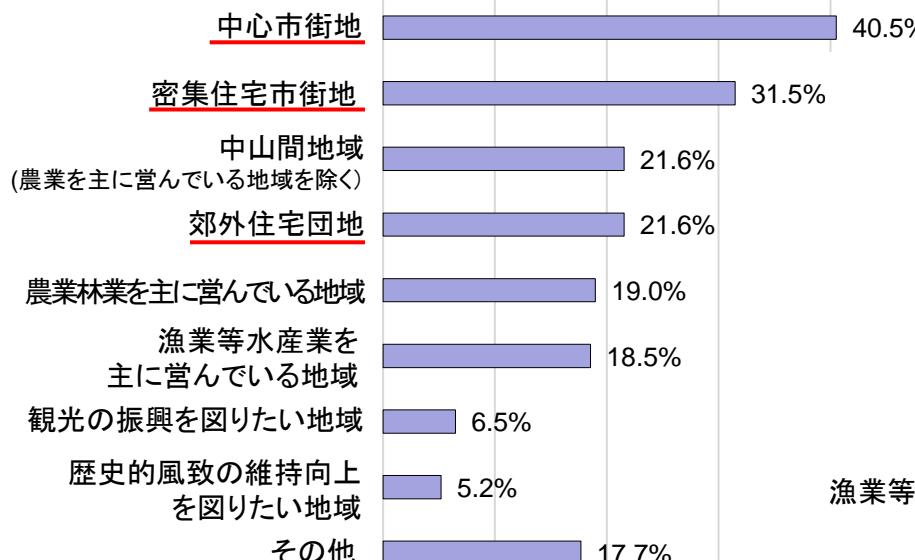
空き家等の一定の地域への集中状況 (N=969)



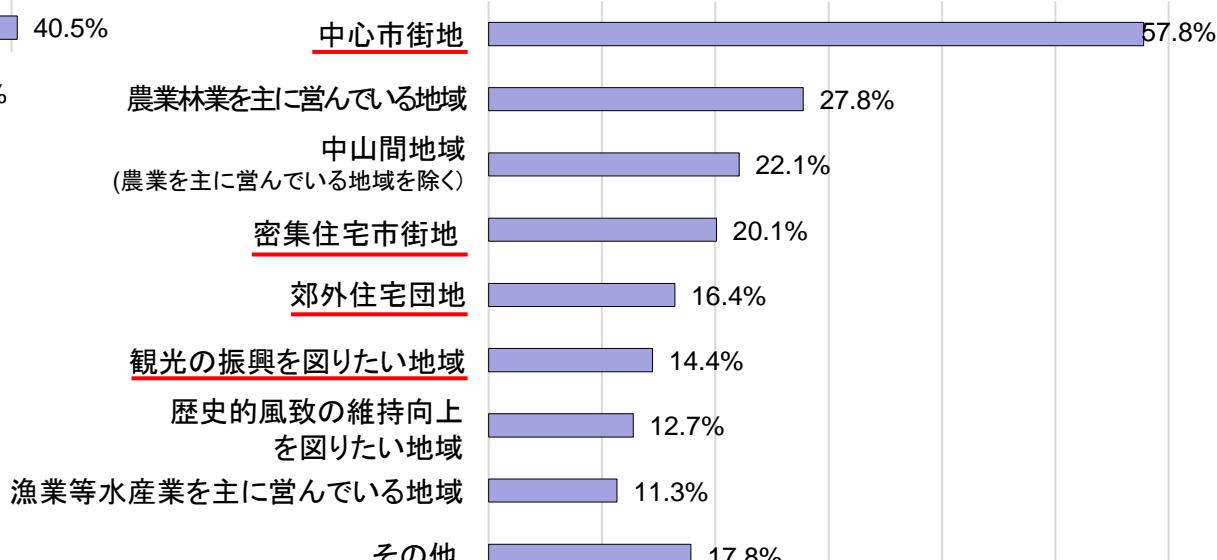
空き家等の利活用を促進したい地域の有無 (N=969)



具体的に集中している地域



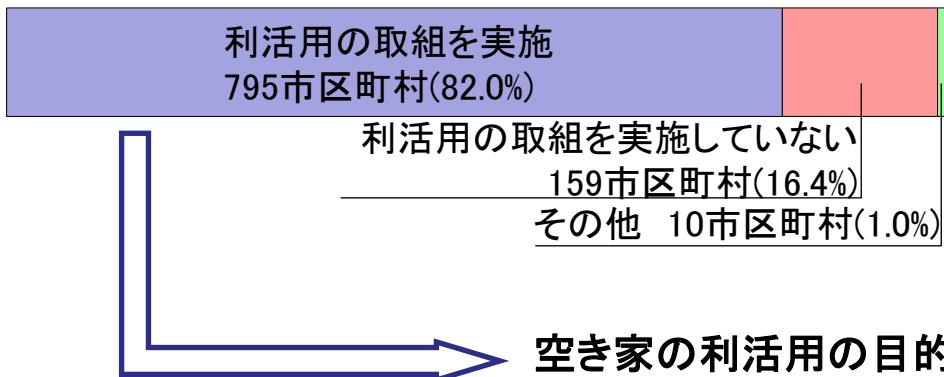
具体的に利活用を促進したい地域



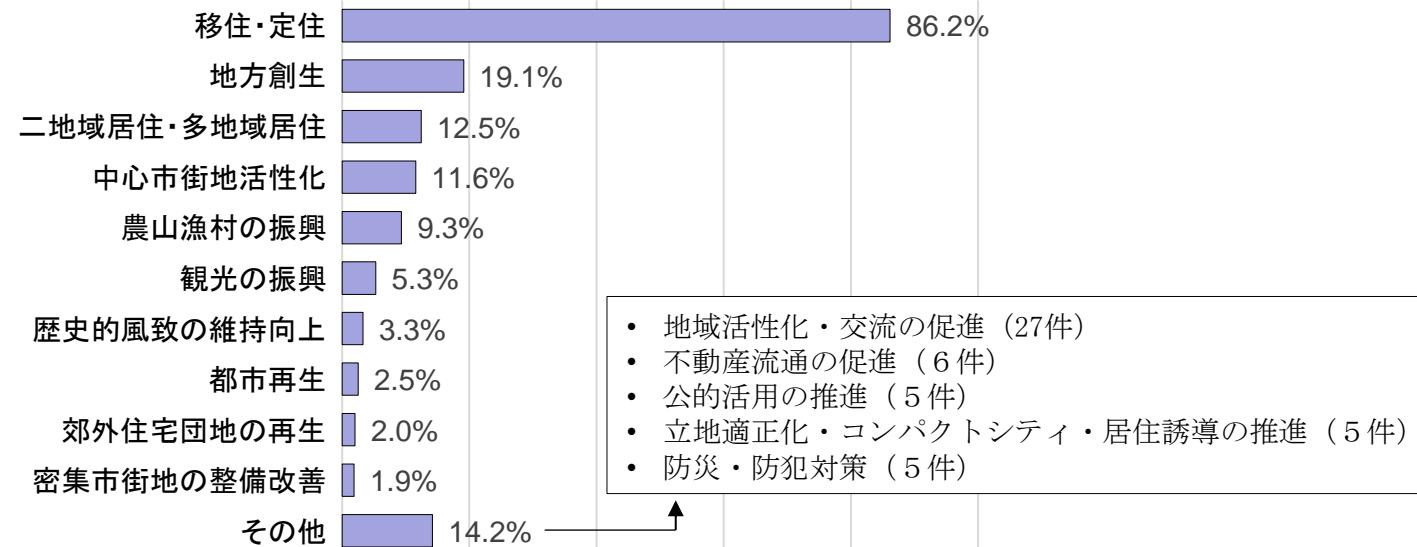
市区町村による利活用の取組

- 様々な政策の一環として空き家等の利活用に関する取組を実施している市区町村は約8割。
- 具体的には、「移住・定住」や「二地域居住」の促進のほか「地方創生」や「中心市街地活性化」を目的とする政策の一環で、空き家等の利活用の取組を実施している自治体が多い。

空き家等の利活用の取組の実施状況



空き家の利活用の目的 (N=795)



市区町村における体制上の課題と第三者団体の活用

- 空き家対策施策を進める上で、**6割以上**の市区町村が空き家担当部署の**マンパワー不足**、**6割近く**の市区町村が**専門的知識の不足**を課題としてあげている。
- 現状、**1／3**を超える市区町村で**空き家対策業務をアウトソーシング**している（空き家等の実態調査、空き家バンクの設置・運営、空き家対策の普及・啓発、等）。
- 空き家の適正管理や利活用の業務に、**第三者団体の活用ニーズが高い**。

組織・体制の観点からの課題

(空き家対策に係る各業務実施上の課題)

空き家対策を担当している課内・ラインのマンパワーが不十分

空き家対策に係る専門的な知識が不足

業務内容に関係なくマンパワー不足
→下記のうち1つでも該当:62.3%



業務内容に専門的知見不足
→上記のうち1つでも該当:58.6%

空き家対策業務にかかるアウトソーシングの状況

→342自治体(35.2%)においてアウトソーシングを実施

<アウトソーシングされている主な内容>

- ・空き家等の実態調査(210自治体)
- ・空き家バンクの設置・運営(108自治体)
- ・空き家対策の普及・啓発(105自治体)
- ・利活用に係る希望者の募集・マッチング(68自治体)
- ・所有者・相続人の探索・特定(56自治体)

Q:適正管理や利活用に係る第三者団体が活用可能な仕組みは必要と考えるか。



1. 空き家の現状について
2. **空家等対策特別措置法について**
3. 空き家対策に関する予算・税制等

【改正前】空家等対策の推進に関する特別措置法(概要)

公布: 平成26年11月27日

施行: 平成27年2月26日

(※特定空家に対する措置の規定は5月26日)

背景

- 平成25年時点での空き家は全国約820万戸と増加の一途であり、多くの自治体が空家条例を制定するなど、空き家対策が全国的に課題。
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）

定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地
- 「特定空家等」とは、以下の空家等をいう。
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

施策の概要

空家等

○ 基本指針・計画の策定等（5～8条）

- ・国は、空家等に関する施策の基本指針を策定
- ・市区町村は、国の大指針に即し空家等対策計画を策定、協議会を設置
- ・都道府県は、市区町村に対して技術的な助言等必要な援助

○ 空家等についての情報収集（9～11条）

- ・市区町村は、法律で規定する限度において、空家等への立入調査が可能
- ・市区町村は、空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用が可能
- ・市区町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力

○ 所有者等による空家等の適切な管理の促進（12条）

- ・市区町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、必要な援助

○ 空家等及びその跡地の活用（13条）

- ・市区町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供
その他これらの活用のための対策の実施

○ 財政上の措置及び税制上の措置等（15条）

- ・市区町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体は、対策実施に要する費用の補助、地方交付税制度の拡充等を行う
- ・このほか、今後必要な税制上の措置等を行う

特定空家

○ 特定空家に対する措置（14条1～15項）（※）

- ・特定空家に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。
- ・さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能

※附則「施行5年経過後に、施行状況を勘案して検討等を行う」を踏まえ、特定空家の判断基準の明確化・空家等対策を支援する民間主体活用の明示化など、**基本指針や特定空家ガイドラインの改定の運用改善を実施**（令和3年6月）

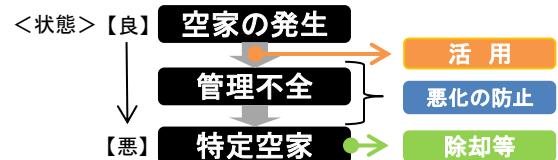
空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5年6月14日公布 → 令和5年12月13日施行

背景・必要性

○使用目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸

○除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



法律の概要

○所有者の責務強化

- ・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の**施策に協力する努力義務**

1. 活用拡大

①空家等活用促進区域

- ・市区町村が**区域**や**活用指針**等を定め、**用途変更**や**建替え**等を促進
⇒安全確保等を前提に**接道に係る前面道路の幅員規制**を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の**用途規制等**を合理化
- ・市区町村から**所有者**に対し、指針に合った**活用**を要請

②財産管理人による所有者不在の空家の処分

③支援法人制度

- ・市区町村がNPO法人、社団法人等を**空家等管理活用支援法人**に指定
- ・所有者等への**普及啓発**、市区町村※から情報提供を受け所有者との**相談対応**
※事前に所有者同意
- ・市区町村に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

①特定空家※化を未然に防止する管理

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(**管理不全空家**)に対し、管理指針に即した措置を、**市区町村**から**指導・勧告**
- ・勧告を受けた**管理不全空家**は、固定資産税の**住宅用地特例(1/6等に減額)**を解除



窓が割れた
管理不全空家

②所有者把握の円滑化

- ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請

3. 特定空家の除却等

①状態の把握

- ・市区町村に**報告徴収権**(勧告等を円滑化)



緊急代執行を要する
崩落しかけた屋根

②代執行の円滑化

- ・命令等の事前手続を経るいとまがない**緊急時の代執行制度**を創設
- ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の**費用**は、確定判決なしで**徴収**

③財産管理人※による空家の管理・処分

- ・市区町村に**選任請求**を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

【目標・効果】

- ①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- ②空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人
- ③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件

空家等活用促進区域(その1)

令和5年12月13日施行・公表

改正概要

- 中心市街地や住宅団地など、地域の拠点的なエリアに空家等が集積すると、当該地域の本来的機能を低下させるおそれ。
- また、古い空家等を活用する上で、建築基準法等の規制がネックになっているケースもある。
- ➡ 市区町村が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定め、区域内で空家等の所有者等への要請や、規制の合理化等を措置することが可能に。

【空家等活用促進区域の対象】

市区町村が経済的・社会的活動の促進のために
重点的に空家等の活用が必要と考える次のエリア

- ・ 中心市街地
- ・ 地域再生拠点
- ・ 地域住宅団地再生区域
- ・ 歴史的風致の維持・向上を
図るための重点区域
- ・ 商店街活性化促進区域
- ・ 農村地域等移住促進区域
- ・ 観光振興のための滞在促進地区
- ・ 上記のほか、地域における住民の生活、産業の振
興又は文化の向上の拠点であって、生活環境の整
備、経済基盤の強化又は就業の機会の創出を図る
ことが必要であると市区町村が認める区域



◆ 中心市街地の例



◆ 住宅団地の例

「区域の設定に係るガイドライン」(R5.12公表) の概要

①まちづくり 課題の抽出

- <基本的な考え方・部局間連携>
- 中心市街地の活性化や観光振興など既存の区域設定や法定計画等をベースに課題の検討
- まちづくり部局のほか、観光振興の所管部局等との連携が重要

②区域案・ 指針案の検討

- <区域・指針の内容>
- 対象エリア（地域の実情に応じて柔軟に設定が可能）
※地区イメージ例を紹介
- 活用する空家等の種類、誘導用途等

<都市計画等との調和>

- 市街化調整区域で区域設定する場合は、市街化抑制にも留意し、あらかじめ都道府県知事と協議が必要

<特例適用要件の設定【選択】>

- 参照基準から敷地特例適用要件を設定
- 市街地環境や土地利用の状況等に応じて用途特例適用要件を設定
※参考例を紹介
- あらかじめ特定行政庁との協議等が必要

③区域の設定

- <住民意見の反映>
- 公聴会、パブリックコメントなど

<要請、あっせん>

- 所有者等へ誘導用途への活用を要請
- 所有者等へ空き家の貸付又は売却のあっせん

④運用開始

空家等活用促進区域(その2)

空家等活用促進区域内で市区町村が講じることのできる規制の合理化等

- 空家等活用促進区域内では、次のような規制の合理化等の措置を講じることができる。

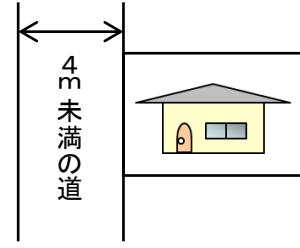
接道規制の合理化<建築基準法関係>

<現行>

建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していないと建替え、改築等が困難^{※1}。

※1 個別に特定行政庁(都道府県又は人口25万人以上の市等)の許可等を受けなければ建替え等が可能だが、許可等を受けられるかどうかの予見可能性が低いこと等が課題。

【接道義務を満たさない(幅員4m未満の道に接している)敷地のイメージ】



<改正後>

市区町村は活用指針に「敷地特例適用要件」^{※2}を策定。これに適合する空家は、前面の道が幅員4m未満でも、建替え、改築等が容易に。

※2 市区町村が、安全性を確保する観点から、省令で定める基準を参考して、活用指針に規定。(事前に特定行政庁と協議)

「耐火建築物等又は準耐火建築物等であること」、「地階を除く階数が2以下であること」、「道を将来4m以上に拡幅することの同意等が近隣でなされていること」等について規定。

用途規制の合理化<建築基準法関係>

<現行>

用途地域に応じて建築できる建築物の用途を制限^{※3}。

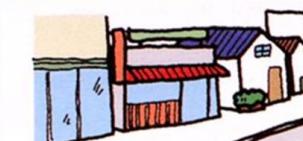
※3 個別に特定行政庁の許可を受ければ、制限された用途以外の用途への変更が可能だが、許可を受けられるかどうかの予見可能性が低いことが課題。

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域。小規模な店や事務所を含む住宅、小中学校などが建てられる。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域。小中学校などのほか、150mまでの一定の店などが建てられる。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域。病院、大学、500mまでの一定の店などが建てられる。



(例)第一種低層住居専用地域で空家をカフェとして活用することが容易に。

<改正後>

市区町村が活用指針に定めた「用途特例適用要件」^{※4}に適合する用途への変更が容易に。

※4 市区町村が特定行政庁と協議し、特定行政庁の同意を得て設定。

市街化調整区域内の用途変更<都市計画法関係>

<現行>

市街化調整区域内では、用途変更に際して都道府県知事の許可が必要。

<改正後>

空家活用のための用途変更の許可に際して都道府県知事が配慮^{※5}。

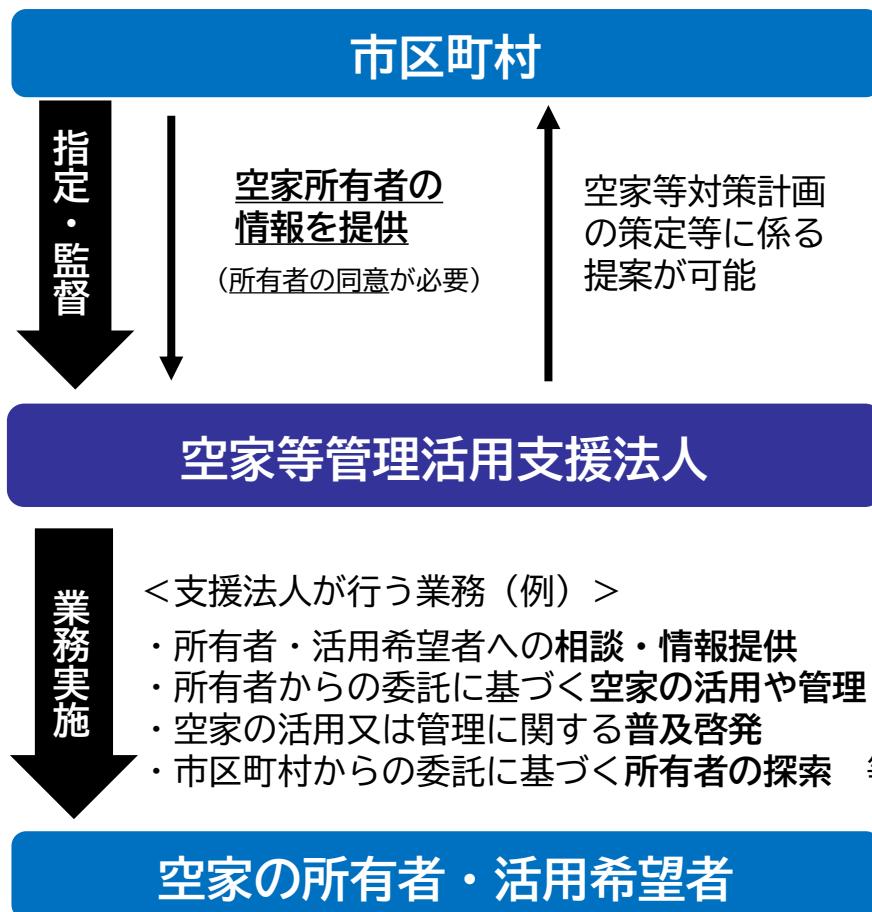
※5 空家等活用促進区域内に市街化調整区域を含める場合には、都道府県知事と事前に協議。

空家等管理活用支援法人

改正概要

- 所有者が空家の活用や管理について相談等できる環境が十分でない。
- 多くの市区町村では人員等が不足。所有者への働きかけ等が十分にできない。
- 市区町村が、空家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を「空家等管理活用支援法人」に指定。当該法人が所有者への相談対応や、所有者と活用希望者のマッチングなどを行う。

【制度イメージ】



空家等管理活用支援法人の「指定手引き」 (R5.11公表) の概要

①指定の要件例

(法人の基本的な要件)

- ・破産していないこと
- ・役員に暴力団等がないこと 等

(法人の業務体制)

- ・支援法人として業務を行うに足る専門性を有していること
- 空家対策の実績のある法人、宅建事業者団体等を想定
- 全国規模や都道府県規模の団体である場合も指定対象となる（活動実績等は、地域支部単位での確認も可）

○○市事務取扱要綱 (例)
(趣旨)
第1条
(指定の要件)
第2条

(↑取扱要綱のひな型も掲載)

②支援法人への所有者情報の提供方法

- ・市区町村から支援法人へ、所有者の氏名、住所、連絡先等の情報提供が可能。
- ・情報提供時には、所有者本人から同意を取得（同意取得書のひな型も掲載）。

管理指針、管理不全空家

背景・必要性

- 空家の増加が見込まれる中、周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空家」となる前の段階の対応として、**管理の確保**を図ることが必要。

改正概要

特定空家化を未然に防止する管理

- ・国が空家の**管理指針を告示**。

＜管理指針で定める管理の方法(例)＞

- ・所有者が定期的に、空家の換気、庭木の剪定等を行う
- ・破損がないか等の点検を行い、必要に応じ修繕等を行う
- ・自ら管理できない場合は、空家等管理活用支援法人等に管理を委託するなどにより、空家を適切に管理する

＜管理不全空家のイメージ＞



窓が割れた管理不全空家

- ・市区町村は、放置すれば特定空家になるおそれのある「管理不全空家」に対し、**管理指針に即した措置を「指導」**。

- ・指導してもなお**状態が改善しない場合には「勧告」**が可能。
→ 勧告を受けたときは、当該空家の敷地に係る**固定資産税等の住宅用地特例を解除**。

＜状態＞

【良】

空家等の発生

【悪】

特定空家

管理不全空家

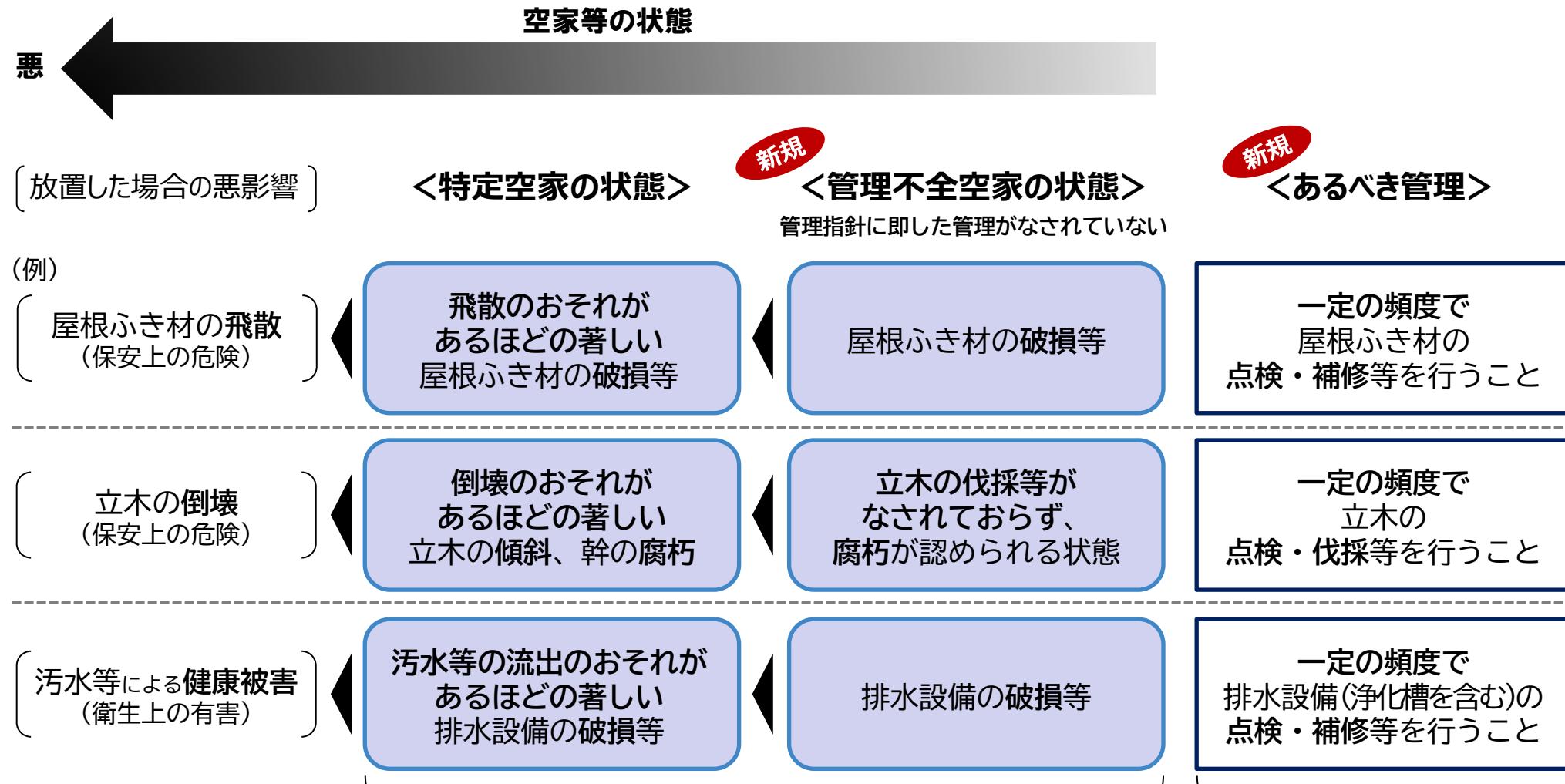
→ 活用

→ 悪化の防止
(管理の確保)

→ 除却等

管理指針、管理不全空家の参考基準

○現行の特定空家のガイドラインを基本として、4つの観点（保安上危険、衛生上有害、景観悪化、周辺の生活環境への影響）の「放置した場合の悪影響」ごとに、「特定空家の状態」「管理不全空家の状態」の例を提示。また、これらの状態にならないようにするための管理の行為の例を「管理指針」として提示。



管理不全空家・特定空家の参考基準 (1/2)

- 特定空家・管理不全空家であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断していく必要がある。

	放置した場合の悪影響		特定空家	管理不全空家
1. 保安上危険 について参考と なる基準	(1)建築物等 の倒壊	①建築物	倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜 等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		②門、塀、屋外階段等	倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜 等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		③立木	倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜 等	立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態
	(2)擁壁の崩壊		擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出 等	擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状 等
	(3)部材等の 落下	①外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等	外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落又は脱落 等	外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
		②軒、バルコニー その他の突出物	軒、バルコニーその他の突出物の脱落 等	軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等
		③立木の枝	立木の大枝の脱落 等	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
	(4)部材等の 飛散	①屋根ふき材、 外装材、看板等	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落 等	屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
		②立木の枝	立木の大枝の飛散 等	立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態

管理不全空家・特定空家の参考基準 (2/2)

	放置した場合の悪影響		特定空家	管理不全空家
2. 衛生上有害に関して参考となる基準	(1)石綿の飛散		石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等	吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等
	(2)健康被害の誘発	①汚水等	排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）からの汚水等の流出 等	排水設備の破損等
		②害虫等	敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生 等	清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態
		③動物の糞尿等	敷地等の著しい量の動物の糞尿等 等	駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態
3. 景観悪化に関して参考となる基準	(景観悪化)		屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損 等	補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認められる状態等
4. 周辺の生活環境の保全への影響に関する基準	(1)汚水等による悪臭の発生		排水設備の汚水等による悪臭の発生 等	排水設備の破損等又は封水切れ 等
	(2)不法侵入の発生		不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等 等	開口部等の破損等
	(3)落雪による通行障害等の発生		頻繁な落雪の形跡 等	通常の雪下ろしがなされていないことが認められる状態 等
	(4)立木等による破損・通行障害等の発生		周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し	立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態
	(5)動物等による騒音の発生		著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態
	(6)動物等の侵入等の発生		周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき	駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる状態

管理指針(所有者による空き家の適切な管理について指針となるべき事項)

- 空き家の適切な管理が行われていないことにより、防災、衛生、景観悪化など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある。
- 「特定空家」「管理不全空家」の状態にならないようにするための所有者等による空き家の適切な管理の行為の例を国が「管理指針」として提示。

【定期的な管理】

- ・通気や換気を行う
- ・積雪の状況に応じた雪下ろしを行う
- ・封水の注入を行う
- ・清掃等を行う

- ・水抜き穴の清掃を行う
 - ・定期的に枝の剪定等を行う
- このほか、以下の事項も注記
- ・定期的な郵便物等の確認・整理
 - ・冬期における給水管の元栓の閉栓等

①建築物全体
観点：倒壊の防止
点検：傾いていないか
→補修、防腐処理等

②外装材（窓含む）
観点：落下の防止等
点検：剥落や破損等がないか
→補修や撤去

③屋根ふき材等
観点：飛散や倒壊の防止等
点検：剥落や破損等がないか、
変形がないか
→補修や撤去、防腐処理等

④屋内
観点：倒壊やアスベスト飛散の防止
点検：雨水侵入の跡がないか、
アスベストの露出等がないか
→補修、防腐処理等、アスベストの除去等



⑤排水設備
観点：健康被害誘発や悪臭の防止等
点検：破損等がないか、
封水切れがないか
→補修、封水の注入等

⑥敷地
観点：健康被害誘発や景観悪化の防止等
点検：ごみの散乱等がないか
→清掃、処理等

⑦敷地内の門・塀等、擁壁
観点：倒壊等の防止
点検：破損等や雨水侵入の跡がないか
擁壁のひび割れ等がないか
→補修、防腐処理等

⑧立木
観点：倒壊や通行障害等の防止
点検：幹の腐朽等、
枝のはみ出し等がないか
→伐採、枝の切除等

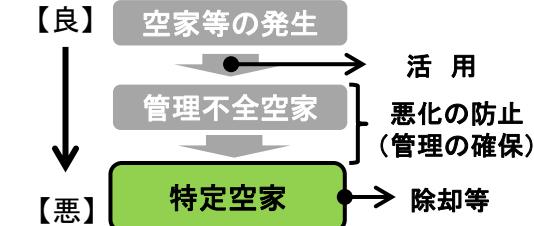
⑨動物
観点：健康被害誘発や騒音等の防止
点検：動物の棲みつき等がないか
→駆除等

特定空家の除却

背景・必要性

- 空家の増加が見込まれる中、周囲に著しい悪影響を及ぼす「**特定空家**」も増加する可能性がある。
- こうした中、市区町村が、**特定空家への措置をより円滑にできるようにする必要**。

<状態>



改正概要

代執行の円滑化

【緊急時の代執行制度の創設】

<現行>

- ・特定空家の除却等の代執行を行うため (落下しかけた屋根ふき材)には、緊急時でも命令等を経る必要があり、迅速な対応が困難。



<改正後>

- ・緊急時において除却等が必要な特定空家に対して命令等※の手続を経ず代執行を可能とし、迅速な安全の確保が可能となる。



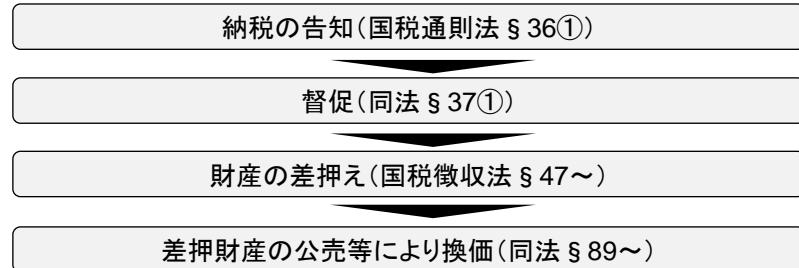
〔※命令等〕…命令のほか、命令に付随する意見書の提出、公開の意見聴取等が不要になるが、命令前の指導・助言や勧告は必要。

【代執行費用の徴収の円滑化】

<現行>

- ・通常の代執行の場合には、行政代執行法の定めるところにより、所有者から、代執行費用の強制的な徴収が可能だが、略式代執行(所有者不明時の代執行)の場合は、代執行後に所有者が判明した場合、裁判所の確定判決を得ないと費用徴収できない。

(国税滞納処分の例)



財産管理人による空家の管理・処分

財産管理人による空家の管理・処分【管理不全空家、特定空家】

<現行>

- 民法では、土地・建物等の所有者が不在・不明である場合等に、裁判所が選任した「財産管理人」が管理や処分を行うことができる制度(財産管理制度)が定められているが、「利害関係人」でないと選任請求ができない。

<改正後>

- 空家等の適切な管理のために特に必要があると認めるときには、市区町村も選任請求可能。

〔財産管理人選任の申立てイメージ〕



- 所有者が従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みがない場合 → 不在者財産管理制度（民法第25条）
- 相続人のあることが明らかでない場合 → 相続財産清算制度（民法第952条）
- 所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合 → 所有者不明建物管理制度（民法第264条の8）
- 所有者による管理が適切でなく、他人の権利が侵害され、又はそのおそれがある場合 → 管理不全土地・建物管理制度（民法第264条の9、264条の14）

※所有者不明土地管理制度は、所有者不明土地法に基づいて市区町村が活用する(所有者不明土地管理人の選任を裁判所に請求する)ことが可能(所有者不明土地法第42条第2項)

空家等対策の推進に関する特別措置法(概要)

制定時:平成26年11月27日公布 平成27年5月26日完全施行
改正法:令和5年6月14日公布 令和5年12月13日施行

背景・経緯

- 空き家の数は全国的に増加 (H25: 約820万戸→H30: 約850万戸) し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響。
- H26に、まずは倒壊の危険等がある「特定空家等」へ対応する「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」が議員立法で成立。
- R5には、特定空家等の除却等の促進に加え、特定空家等になる前から空家等の「活用拡大」や「管理の確保」を図る改正空家法が成立。

定義

空家等

建築物※1であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地※2

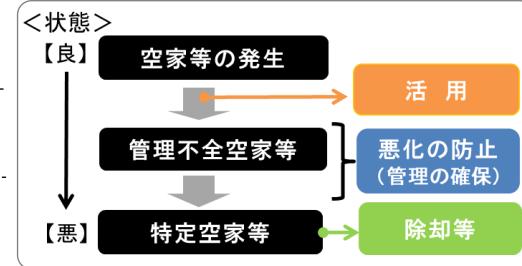
※1 附属する工作物も対象 ※2 立木その他の土地に定着する物を含む。

管理不全空家等

適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等

特定空家等

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空家等
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある空家等
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている空家等
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である空家等



概要

1. 所有者等や行政の責務等

- 所有者等…適切な管理、行政の施策への協力に努める

- 市区町村…空家等対策を実施

- 都道府県…市区町村に対して必要な援助

- 国…空家等の施策を総合的に策定等
基本指針 (管理指針を含む。) を策定

2. 空家等対策計画の策定等

- 市区町村は、**空家等対策計画**を作成可能
- 対策計画の作成・変更等のための**協議会**を設置可能

3. 空家等の調査

- 市区町村は、特定空家等への**立入調査**等が可能
- 市区町村は、所有者等の把握のため、**固定資産税情報等の内部利用**や、民間事業者等への情報提供の求めが可能

4. 空家等の活用拡大 (空家等活用促進区域) *

- 市区町村は、対策計画に「**空家等活用促進区域**」等を設定可能

【区域内で講じることができる措置等】

- ・市区町村から所有者等への活用要請
- ・市街化調整区域における用途変更時の配慮
- ・建築基準法の接道・用途規制の合理化
- ・公社、URによる支援

5. 空家等の管理の確保 (管理不全空家等に対する措置) *

- 市区町村は、**管理不全空家等**に対し、管理指針に即した**指導**の上、**勧告** (※3)が可能

6. 特定空家等の除却等

- 市区町村は、特定空家等に対し、**助言・指導、勧告**(※3)、**命令、代執行** (所有者不明時の略式代執行、緊急時の緊急代執行※を含む。) が可能
- 市区町村は、相続放棄等された空家等について、裁判所に対して**財産管理人**の選任等を請求することが可能 (民法の特例)※

7. 空家等管理活用支援法人 *

- 市区町村が、所有者等への相談対応等に応じる**NPO、一般社団法人等**を指定
- 市区町村から、本人の同意を得た所有者等の情報を支援法人に提供可能

※3 勧告された敷地の**固定資産税等の住宅用地特例** (最大1/6に税負担軽減) は適用除外

管理不全空家等と特定空家等に対する具体的な措置

情報の収集

固定資産税情報の内部利用等による所有者等の把握（10条）



特定空家等への立入調査等（9条）



管理不全空家等

指導
(13条1項)

勧告
(13条2項)

固定資産税等の
住宅用地特例を
解除

特定空家等

助言又は指導
(22条1項)

勧告
(22条2項)

命令※
(22条3項)

戒告
(行政代執行法)

行政代執行
(22条9項)

固定資産税等の
住宅用地特例を
解除

災害その他非常の場合

緊急代執行
(22条11項)

略式代執行
(22条10項)

所有者不明の場合

※命令に従わない場合は50万円以下の過料

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等(概要)

令和6年3月31日時点(調査対象:1,741市区町村)

1. 空家等対策計画の策定状況 ()内は前年度

	市区 町村数	比率
策定済み	1,501 (1,450)	86% (83%)
策定予定あり	152	9%
令和6年度	52	3%
令和7年度以降	21	1%
時期未定	79	5%
策定予定なし	88	5%
合 計	1,741	100%

2. 法定協議会の設置状況 ()内は前年度

	市区 町村数	比率
設置済み	1,028 (992)	59% (57%)
設置予定あり	201	12%
令和6年度	54	3%
令和7年度以降	15	1%
時期未定	132	8%
設置予定なし	512	29%
合 計	1,741	100%

3. 空家等管理活用支援法人の指定状況

	法人数(市区町村数)
指定済み	9 (8)
指定に向け検討中	119 (90)

<追加調査(令和6年12月25日時点)>
指定済みの法人数(市区町村数): 60(42)

4. 空家等活用促進区域の指定状況

	区域数(市区町村数)
指定済み	0 (0)
指定予定	44 (32)
令和6年度	10 (7)
令和7年度以降	17 (12)
時期未定	17 (13)
合 計	44

<追加調査(令和6年12月1日時点)>
指定済みの区域数(市区町村数): 1(1)

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等(概要)

令和6年3月31日時点(調査対象:1,741市区町村)

5. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置状況

()内は市区町村数

	管理不全空家等		特定空家等						合計
	指導	勧告	助言・指導	勧告	命令	行政代執行	略式代執行	緊急代執行	
平成27年度			2,194 (121)	60 (24)	6 (5)	2 (2)	8 (8)		2,270 (125)
平成28年度			3,062 (203)	215 (73)	19 (16)	10 (10)	28 (24)		3,334 (217)
平成29年度			4,058 (275)	304 (93)	37 (27)	12 (12)	40 (33)		4,451 (301)
平成30年度			4,524 (325)	379 (107)	43 (21)	18 (14)	51 (46)		5,015 (359)
令和元年度			5,320 (398)	442 (136)	38 (30)	28 (25)	67 (55)		5,895 (442)
令和2年度	<追加調査(令和6年12月1日時点)> 管理不全空家等への勧告: 204 (22)		5,755 (403)	484 (150)	64 (46)	24 (22)	67 (55)		6,394 (451)
令和3年度			5,453 (417)	549 (156)	85 (61)	47 (43)	84 (74)		6,218 (487)
令和4年度			4,568 (417)	622 (159)	90 (58)	39 (36)	71 (54)		5,390 (469)
令和5年度	1,091 (92)	0 (0)	4,246 (374)	534 (161)	74 (61)	33 (31)	94 (79)	5 (5)	6,077 (518)
小計	1,091 (92)	0 (0)	39,180 (850)	3,589 (458)	456 (219)	213 (151)	510 (263)	5 (5)	45,044 (917)
合計	1,091 (92)		43,953 (894)						

6. 適切に管理されていない空き家に対する 市区町村による除却や修繕等※の推進

	件数
空家法の措置により除却や修繕等※がなされた 管理不全空家等	1,220
空家法の措置により除却や修繕等※がなされた 特定空家等	24,435
上記以外の市区町村による空き家対策の取組により、 除却や修繕等※がなされた空き家	166,885
合計	192,540

※ 除却や修繕等: 除却、修繕、繁茂した樹木の伐採、改修による利活用、その他適切な管理

7. 空き家等の譲渡所得3,000万円 控除に係る確認書の交付実績

	交付件数
平成28年度	4,453
平成29年度	7,035
平成30年度	7,646
令和元年度	9,676
令和2年度	9,789
令和3年度	11,984
令和4年度	13,063
令和5年度	13,711
合計	77,357

<追加調査(令和6年12月1日時点)>
緊急代執行: 7 (7)

:改正法による新たな措置

空家等管理活用支援法人の指定状況

令和6年12月25日時点

■空家等管理活用支援法人(計42市町、60団体)

都道府県	市区町村	法人名
北海道	大樹町	一般社団法人 たいきまちづくりラボ
	本別町	一般社団法人 全国住宅産業協会
青森県	田子町	一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会青森県田子支部
秋田県	大館市	NPO法人 あき活Lab
福島県	石川町	一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会
茨城県	筑西市	公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会
	桜川市	公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会
	小美玉市	公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会
	大洗町	公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会
栃木県	栃木市	特定非営利活動法人 スマイル
	日光市	一般社団法人 空き家・生前対策支援協会
埼玉県	川島町	株式会社 地域デザインラボさいたま
東京都	調布市	特定非営利活動法人 空家・空地管理センター
神奈川県	座間市	NPO法人 神奈川県空き家サポート協会
富山県	射水市	一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会
		特定非営利活動法人 水辺のまち新湊
福井県	坂井市	一般社団法人 アーバンデザインセンター坂井
	美浜町	NPO法人 ふるさと福井サポートセンター
山梨県	山梨市	公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会
長野県	中野市	株式会社 siiz
	塩尻市	株式会社 しおじり街元気カンパニー
	辰野町	株式会社 辰野不動産
		株式会社 goodhood
		一般社団法人 ○と編集社
岐阜県	岐阜市	特定非営利活動法人 岐阜空き家・相続共生ネット
		株式会社 岐阜まち家守
		株式会社 ネクスト名和
	大野町	一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会
静岡県	藤枝市	株式会社 REVA不動産
		株式会社 Sweets Investment
	森町	一般社団法人 モリマチリノベーション

都道府県	市区町村	法人名
愛知県	豊田市	特定非営利活動法人 あいち空き家修活相談センター
		マイクロベース 株式会社
三重県	伊賀市	一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会
		一般社団法人 三重県建築士事務所協会
滋賀県	守山市	一般社団法人 全国空き家アドバイザー協議会
		一般社団法人 東近江市住まい創生センター
		一般社団法人 地域再生プロジェクトみなおし
		株式会社 丸由
京都府	京都市	特定非営利活動法人 おおたき里づくりネットワーク
		公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会
		一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
		特定非営利活動法人 京町家再生研究会
		公益社団法人 全日本不動産協会
和歌山县	橋本市	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
		一般社団法人 ミチル空間プロジェクト
		一般社団法人 全国住宅産業地域活性化協議会
鳥取県	米子市	一般社団法人 日本住宅政策機構
		一般社団法人 管理権不明不動産対策公共センター
山口県	防府市	一般社団法人 管理権不明不動産対策公共センター
		周南市
愛媛県	東温市	空き家活用 株式会社
		公益社団法人 全日本不動産協会
高知県	中土佐町	合同会社 なかとさLIFE
長崎県	五島市	特定非営利活動法人 五島空き家マッチング研究所
		雲仙市
	雲仙市	有限会社 ティーエス不動産企画
	東彼杵町	雲仙市まちづくり 株式会社
熊本県	合志市	一般社団法人 家族の信託ながさき連絡協議会
		東彼杵町
宮崎県	日向市	一般社団法人 東彼杵ひとこともの公社
		合志市
宮崎県	日向市	株式会社 こうし未来研究所
		日向市空き家アドバイザー協議会

1. 空き家の現状について
2. 空家等対策特別措置法について
3. 空き家対策に関する予算・税制等

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
(行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等)

<空き家対策関連事業>

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空き家対策促進事業>

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業（ソフト）
(創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援)
- 改修工事等支援事業（ハード）
(創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援)

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

<補助率>

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
2/5	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5

※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
1/3	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空き等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
1/2	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

空き家対策モデル事業

NPOや民間事業者等の創意工夫によるモデル性の高い空き家の活用等に係る調査・検討等や改修工事・除却工事等に対して国が直接支援し、その成果の全国展開を図る。（提案募集期間：令和6年4月22日～5月24日）

① ソフト提案部門

次に掲げる3つのテーマのいずれかに該当する取組として、調査検討、普及啓発、事業スキーム構築など空き家対策に関するソフト的な取組を評価（応募に際しては、提案する取組の内容に応じて3つの区分のいずれかを選択）

テーマ1 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等	テーマ2 空き家等に関連するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等	テーマ3 新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等
<p>地方公共団体とNPO、法務、不動産、建築、金融、福祉の専門家等が連携して、空き家に関する相談対応・派遣や普及啓発、空き家活用の提案・実践を行う体制の構築等に係る取組</p>  <p>異業種間の連携やデジタル技術の活用(DX)による空き家の調査・活用・除却の推進に資する新たなビジネス等のスタートアップに係る民間事業者等による取組</p> <p>＜提案が期待される取組の例＞</p> <ul style="list-style-type: none">* 地方公共団体の空き家対策を効率化・合理化するツールやサービスの開発等* 空き家所有者による活用・除却等の判断を迅速化し行動を促すツールやサービスの開発等* 空き家の処分や活用に係る所有者の負担（手間、コスト）を軽減・適正化するツールやサービスの開発等 .etc	<p>空き家を活用した子育て世帯への住まいの提供や移住、定住、二地域居住等の新たなライフスタイル・居住ニーズへの対応など、空き家の多様な活用や流通を促進する取組</p> <p>＜提案が期待される取組の例＞</p> <ul style="list-style-type: none">* 空き家を改修・サブリースして子育て世帯向けの住宅や子育て支援施設等として活用する取組* 移住、定住、二地域居住、多地域居住等を実現するため空き家を活用する取組* 一定のエリアに存在する複数の空き家を連携させて活用する取組 .etc	

提案の区分を選択

ソフト型

- 空き家の活用等に係る現地調査、ワークショップ、事業企画、官民連携体制やビジネスモデルの構築などを実施する場合

（注）市区町村の空き家等対策計画に沿って行われる取組、又は空き家の活用・除却工事等につながる取組に限る。

ソフト・ハード一体型

- ビジネスモデル、事業スキームやシステムの構築と併せて行う空き家の改修工事等、空き家活用の実践型ワークショップ等を実施する場合
- 個別の空き家の活用方法等について、まちづくりの観点から地域で検討し、その結果を踏まえ改修工事等を実施する場合

② ハード提案部門

建物や敷地状況に応じた空き家の改修工事や除却工事などハード整備の技術や工法、施工プロセス等について評価

想定される取組の例

- * 耐震性能及び省エネ向上と意匠性を両立する改修工事
- * 建物や敷地条件等に応じて騒音、振動の抑制、工期の短縮、コストの抑制に大きく寄与する技術や工法、施工プロセスによる改修・除却工事
- * デジタル技術を活用した効率的な改修・除却工事

■補助事業者 NPO、民間事業者、地方住宅供給公社等
地方公共団体

■補助対象 ① 調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用
② 改修工事、除却工事、除却後の土地の整備に要する費用

■補助率 ① 定額
② 改修工事:1/3、除却工事:2/5、除却後の土地整備:1/3

地方公共団体が行う空き家対策に対する財政措置の概要

- 空家等対策特別措置法の施行に併せ、平成28年度から特別交付税措置を講じている。
 - ・ 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象。
 - ・ 措置率は0.5で団体の財政力に応じた補正あり。

地方公共団体が行う空き家対策

国庫補助の対象となる事業

(国土交通省「空き家対策総合支援事業」
「空き家再生等推進事業」)

- ・空家等対策計画に基づき行う空き家等の**除却・活用**※
除却後の土地の整備・附帯工事
※予算額等の制限により除却・活用を単独事業として実施する場合あり。
測量費・試験費等を含む。
- ・空き家等の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- ・**空家等対策計画策定**や計画策定等に必要な**実態把握**
- ・空き家等の**所有者の特定**
- ・**空家等管理活用支援法人**による**空き家の活用等を図るための事業**【R6~】
- ・費用回収の見込めない**行政代執行**や行政代執行等に
向けて必要となる**法務的手続等**

国庫補助の対象とならないソフト経費

- ・空き家対策のための**広報**
- ・空き家に関する**相談窓口の設置**
- ・空き家対策のための**データベースの整備**
- ・**空き家バンクの設置・運営**
- ・空き家の入居者への**家賃補助**

等

※正規職員の人事費等は対象外

単独事業※1として実施する空き家の除却等

- ・空家等対策計画に基づき行う空き家等の**除却・活用**※2・3

※1 国庫補助の対象事業だが、予算額等の制限により単独事業として実施する場合

※2 空家等対策計画区域内において、空家特措法に基づく助言又は指導を行ひ、命令するに至っていない「特定空家」(空家特措法第2条第2項)に対するものに限る

※3 地方公共団体が所有者等に対して助成を行う場合に限る

補助事業に係る**地方負担**に対して特別交付税措置
(都道府県※・市町村が対象)

※市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

地方公共団体が**単独**で実施する
空き家対策に対して特別交付税措置
(市町村が対象)

固定資産税等の住宅用地特例に係る空き家対策上の措置

固定資産税等の住宅用地特例とは

- **固定資産税等の住宅用地特例**は、住宅政策上の見地から、居住の用に供する住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられた措置であり、土地が**住宅用地(※)**に該当する場合には、**固定資産税等が減額**される。

※ 総務省の通知(平成27年総務省固定資産税課長通知)では、以下の場合、特例の対象となる「住宅」には該当しないとされている。

- ・構造上住宅と認められない状況にある場合
- ・使用の見込みはなく取壊しを予定している場合
- ・居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合

【固定資産税の住宅用地特例の概要】

	小規模住宅用地 (200m ² 以下の部分)	一般住宅用地 (200m ² を超える部分)
固定資産税の 課税標準	1/6に減額	1/3に減額

空き家対策上の措置

- 適切な管理が行われていない空家が放置されることへの対応として、**固定資産税等の住宅用地特例を解除**。

<特定空家(※1)に対する措置>

市区町村から勧告を受けた特定空家の敷地について、住宅用地特例の適用対象から除外

助言・指導

勧告

命令

行政代執行

▶ **住宅用地特例
適用対象除外**

特定空家に対する措置実績

特定空家に対する措置	勧告	命令	行政代執行
H27.5～R5.3の累計件数(市区町村数)	3,078件(417)	382件(180)	180件(129)

[(※1)特定空家] …以下のいずれかの状態にあると認められる空家等
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

<管理不全空家(※2)に対する措置(改正空家法施行後)>

市区町村から勧告を受けた管理不全空家の敷地についても、住宅用地特例の適用対象から除外

指導

勧告

▶ **住宅用地特例
適用対象除外**

[(※2)管理不全空家] …適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば
特定空家に該当することとなるおそれのある空家等

指導対象: 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家に該当するおそれのある状態

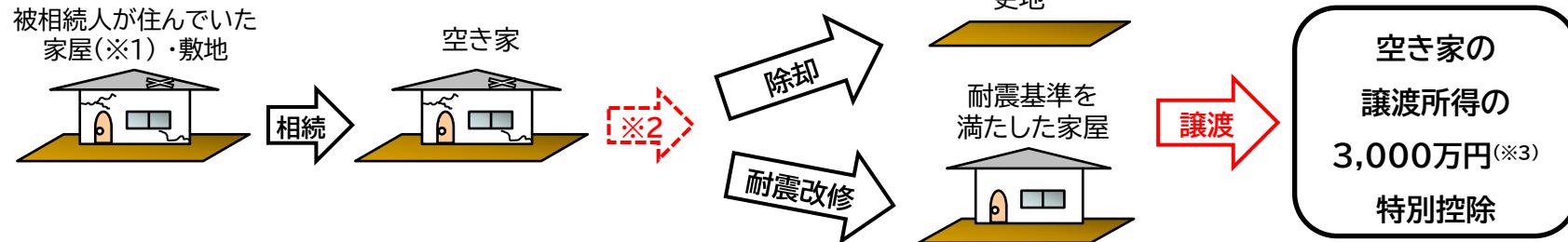
勧告対象: 指導しても改善されず、そのまま放置すれば特定空家に該当するおそれが大きい

空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)について

制度の概要

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円(家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数が3人以上の場合は2,000万円)を特別控除する。

○本措置のイメージ



(※1)昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る。また、相続開始の直前に被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、一定要件を満たせば適用対象となる。

(※2)空き家の除却又は耐震改修の前の
一定期間内に譲渡した場合も適用可能
(この場合、除却又は耐震改修は、譲渡日の属する年の
翌年2月15日までに実施する必要がある)

(※3)家屋及びその敷地を相続した
相続人の数が3人以上の場合
は2,000万円。

□本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - \text{取得費(譲渡価額} \times 5\% \text{)(※4)} - \text{譲渡費用(除却費用等)} - \text{特別控除3,000万円}$$

(※4)取得費が不明の場合、譲渡価額の5%で計算

【具体例】相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

<前提条件>

- ・昭和55年建築
- ・被相続人が20年間所有
- ・相続人は1名
- ・除却費200万円
- ・取得価額不明

○本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額 : 0円

$$(500\text{万円} - (500\text{万円} \times 5\%) - 200\text{万円} - 3,000\text{万円}) \times 20\% = 0\text{円}$$

○本特例がない場合の所得税・個人住民税額 : 55万円

$$(500\text{万円} - (500\text{万円} \times 5\%) - 200\text{万円}) \times 20\% = 55\text{万円}$$

住まいのエンディングノート

空き家問題への対策として、日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で、「住まいのエンディングノート」を作成しました(R6.6公表)。

➤ 「住まいのエンディングノート」とは…

- 住まいに関する情報や将来住まいをどうして欲しいかなどを書いて残しておけるノート
- 住まいの将来を考える際や相続時に参考となる制度や手続、相談先を掲載



（1）所有している土地

所在地	共有者氏名・連絡先	借主の氏名・連絡先	諸条件など	どう処理したいか	
				自身の持分	契約期間 契約書の保管場所
①				□ 1 売却など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 () □ 4 ()	□ 1 売却など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 () □ 4 ()
②				□ 1 売却など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 () □ 4 ()	□ 1 売却など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 () □ 4 ()
③				□ 1 売却など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 () □ 4 ()	□ 1 売却など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 () □ 4 ()

（2）所有している建物

所在地	共有者氏名・連絡先	借主の氏名・連絡先	建物の建設・修繕・管理に 関わった事業者名	どう処理したいか	
				自身の持分	契約期間・契約書の 保管場所
①				□ 1 租税、賃料など負担にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 ()	□ 1 租税、賃料など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 ()
②				□ 1 租税、賃料など負担にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 ()	□ 1 租税、賃料など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 ()
③				□ 1 租税、賃料など負担にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 ()	□ 1 租税、賃料など自由にしてよい □ 2 貸すのは構わない □ 3 その他 ()

（3）借りている建物

所在地	貸主の氏名・連絡先	貸主の住所	備考		
				契約期間	契約書の保管場所
				□ 共有の場合のみ □ 貸している場合のみ	□ 共有の場合のみ □ 貸している場合のみ

➤ ノートに書き込むことで…

- 将来住まいを相続した家族の方が空き家の問題で困らないように
- 元気なうちから住まいの将来のことを家族で話し合うきっかけに

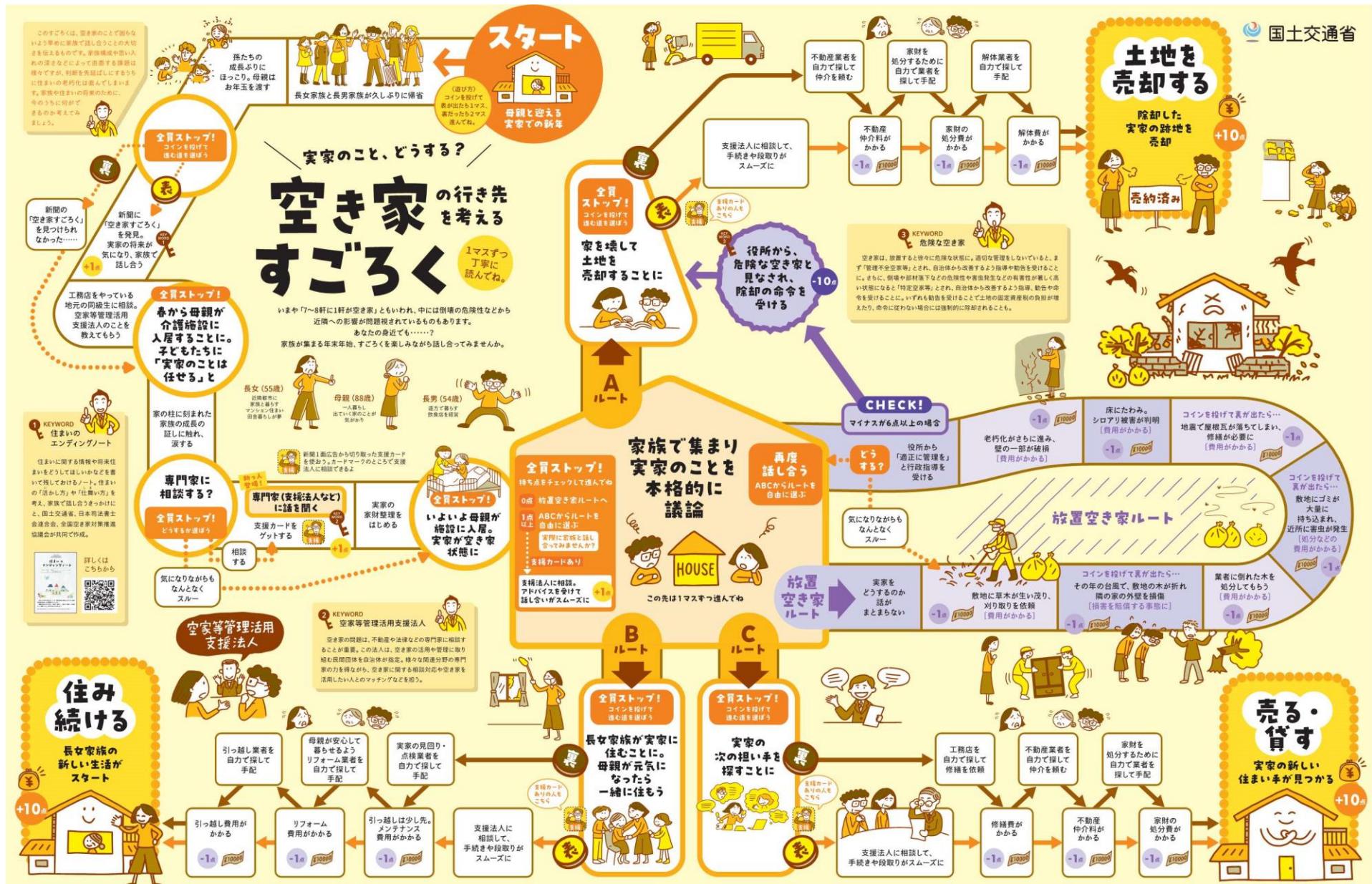
◆こちらからダウンロード

国土交通省 住まいのエンディングノート

検索

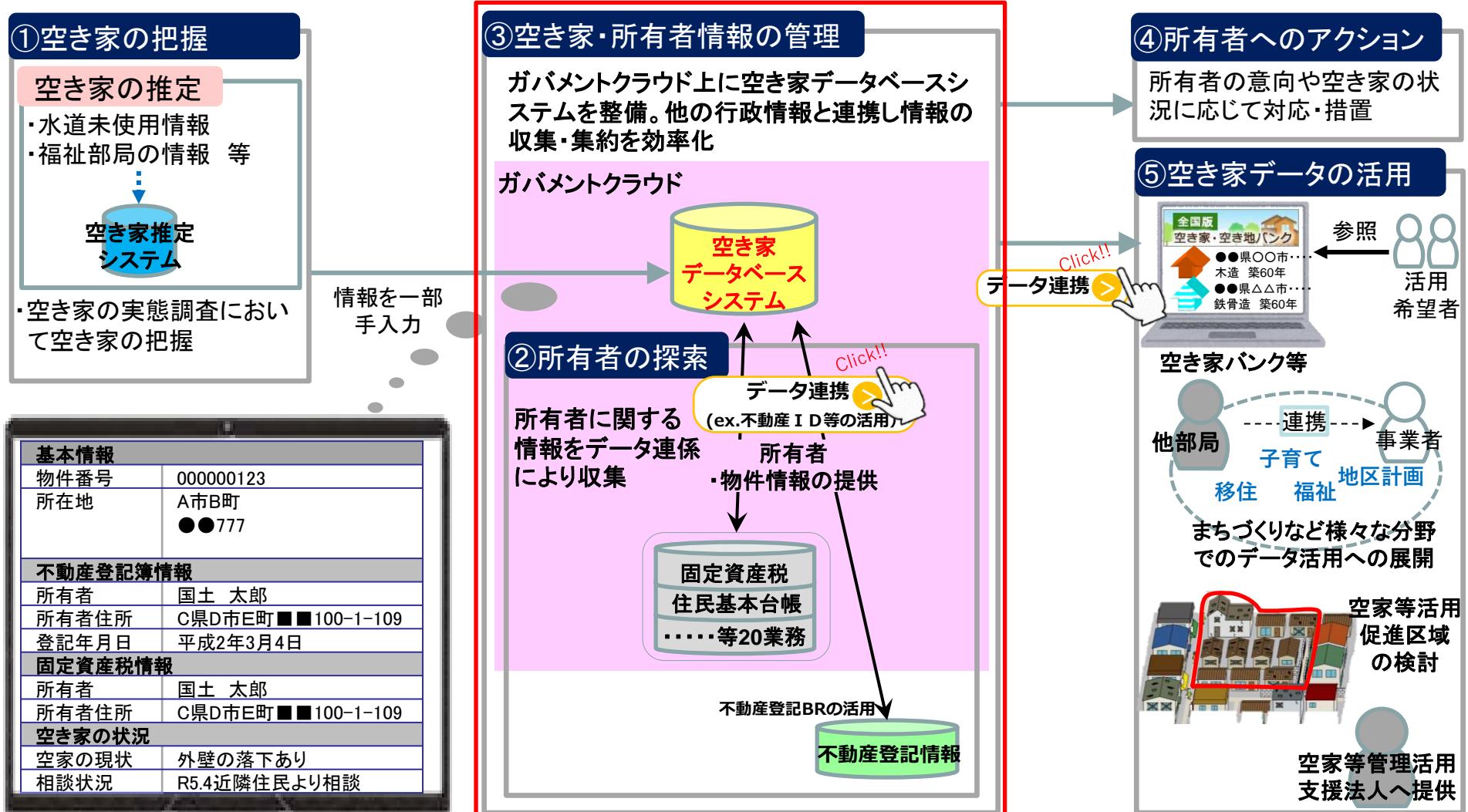


空き家すごろく(令和6年12月29日 朝日新聞掲載)



空き家データベースシステムの整備(空き家DX)

- 令和7年度中を目途に、市町村が空き家対策の事務に活用可能な**空き家データベースシステム**をガバメントクラウド上に整備。
- 令和6年度は、システム整備に向けた調査事業(仕様検討、プロトタイプ作成・試行等)を実施。



空き家データベースシステムの概要

